

28 契 第 1937 号  
平成 29 年 2 月 17 日

会津若松市入札参加資格登録業者 様

会津若松市長 室井 照平  
(公印省略)

平成 29 年度へ向けた入札制度の一部改正について (通知)

このことについて、会津若松市では、今般、入札・契約における競争性、透明性のより一層の向上を図るため、別紙のとおり、入札・契約制度の一部改正を行いますので、お知らせいたします。

事務担当：会津若松市総務部 契約検査課入札契約グループ  
電話 0 2 4 2 - 3 9 - 1 2 1 7

## 平成 29 年度に向けた入札契約制度の改正内容について

### <改正の項目>

#### 1 社会保険等未加入対策について

国による社会保険等未加入建設業者解消の取組や、より公平で健全な競争環境を構築するため、本市発注工事について社会保険等未加入業者との1次下請契約を原則禁止するものです。

#### 2 余裕期間設定工事の本格導入について

平成 26 年 10 月より試行実施していた余裕期間を設定できる工事について、事業者の利用実績や入札不調対策への効果等を踏まえ、本格導入を図るものです。

#### 3 会津若松市設計変更等ガイドラインについて

本市発注工事の品質確保に資するため、設計変更等ガイドラインを全面改訂し、適切な設計変更等の手続やルールの明確化を行うものです。

#### 4 入札における「資本関係」・「人的関係」の取扱いについて

資本関係・人的関係を有する事業者や、組合及び共同企業体が本市執行の競争入札に参加する場合の無効の範囲を入札心得に明記するものです。

#### 5 最低制限価格制度の適用対象業務の拡大について

ダンピング受注を防止し、業務の品質確保を図るため、本庁舎受付案内・電話交換業務について、最低制限価格制度の適用対象とするものです。

### <適用日>

平成 29 年 4 月 1 日以後に契約を締結する案件から適用します。ただし、余裕期間設定工事については平成 29 年 3 月 1 日以後に契約を締結する案件から適用します。